

東京電力株式会社
代表取締役社長 西澤俊夫様

野田市長 根本 崇 印

放射線対策に要した費用の請求について（第一次分）

東日本大震災に伴う貴社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への影響は、本市域にも及んだことは明らかである。本市においては、事故発生から現在に至るまで、この放射性物質への対応のため多大な費用及び労力を費やし、今後さらに拡大が懸念されるところである。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号。以下「特措法」という。）第44条第1項においては「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、（中略）関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているが、原子力損害賠償紛争審査会における平成24年3月16日付け中間指針第二次追補においては、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるものとされている。

したがって、これまで本市が負担した放射線対策に要した費用全額について、原因者である貴社が賠償すべきものとして、下記のとおり請求する。

なお、特措法等に基づく国の財政措置に該当した費用については、別途協議する。
また、本請求後に生じた放射線対策に要した費用については、改めて請求する。

記

1 請求額

放射線対策に要した費用	344,430,636 円
内訳（金額の詳細については別添資料参照）	
・放射線量測定費用	6,579,485 円
・放射線低減対策費用	248,270,388 円
・剪定枝等処分費用	79,470,076 円
・人件費	9,211,896 円
・その他	898,791 円

野田市役所
環境部環境保全課
〒278-8550
千葉県野田市鶴奉7番地の1
04-7125-1111 内線3212

(単位：円)

項 目	金 額
放射線量測定費用	
・ 保育所用積算線量計消耗品費用	4,200
・ 清掃工場等放射線量測定費用	2,002,350
・ 農政課用放射線測定器購入等費用	3,792,575
・ 消防用放射線測定器購入費用	244,650
・ 給食食材放射線測定消耗品費用	6,510
・ 小中学校プール放射線量測定費用	473,760
・ 総合公園プール放射線量測定費用	55,440
計	6,579,485
放射線低減対策費用	
・ 除染実施計画策定費用	10,006,070
・ 小中学校除染費用	59,012,940
・ 小中学校落ち葉清掃費用	1,253,628
・ 体育施設除染費用	1,270,500
・ 公民館・史跡除染費用	1,984,500
・ 学童保育所・保育所除染費用	1,527,750
・ 公園等除染費用	173,215,000
計	248,270,388
剪定枝等処分費用	
・ 剪定枝等処分費用	40,654,412
・ 堆肥センター関連費用	38,815,664
計	79,470,076
人件費	
・ 職員人件費	9,211,896
計	9,211,896
その他	
・ 仮置場用消耗品費用	603,120
・ 立入禁止用消耗品費用	86,436
・ 野田産米の放射能検査関連通知発送費用	209,235
計	898,791
合計	344,430,636